

松戸市道路照明灯再LED化事業の募集要項に関する質問への回答一覧

No	頁	大	中	小	細	質問内容	回答
1	1	2	(4)	ウ	-	松戸市財務規則第80条の3に記載のある前払い金ですが、本事業に適応させる割合は、建設工事（契約金額の10分の4）と、設計・調査等（契約金額の10分の3）のどちらが適用されるか御教示願います。	前払い金の対象については、初期費用額（建設工事等）のみであり、契約金額の10分の4以内となります。
2	7	6	(3)	ア	-	4000灯以上の道路照明灯に係るESCO事業の実績とありますが、防犯灯や公園灯の実績やシェアードセイビング方式の実績は含まれないという認識で宜しいでしょうか。	道路交通に寄与する照明灯の実績であれば含んで構いません。また、シェアードセイビング方式の実績についても含んで構いません。ただし、必要により実績内容を確認させていただきます。
3	7	6	(3)	イ	(4)	「入札・契約の権限が委任された支店」とありますが、参加表明書提出時に本店から支店等への委任状を添付すればよろしいでしょうか。	入札・契約の権限が委任されたことがわかる資料の添付が必要となります。
4	8	7	(6)	-	-	複数の応募者の構成員になることの禁止とありますが、資本関係や人的関係がある企業が別々のグループを構成し、本事業に応募することは出来ないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 松戸市ホームページ記載の「特定関係にある会社同士の入札参加資格制限基準」に準拠します。
5	13	9	(3)	(コ)	-	ESCO関連事業実績に添付する各契約を証明できる書類（契約書の写し等）は、事業名・契約者・金額・契約日のわかる箇所の抜粋でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、事業内容がわかるものも併せて添付してください。 なお、詳細の確認が必要となる場合、契約書の全頁の提出を求める場合があります。
6	16	12	(2)	(4)	-	各提出書類には、応募者を特定できる表示を一切してはならないと記載がありますが、応募者グループ外の下請市内業者等の企業名は記載してよろしいでしょうか。	募集要項記載のとおりです。 様式第18号の2以外には会社名等の記載は行わないものとします。
7	25	15	(4)	-	-	松戸市財務規則第143条第3項(3)についてですが、施工が完了しているESCO事業（ESCOサービス期間は継続）は該当するという認識でよろしいでしょうか。 また、「ただし、当該契約が契約金額300万円以上の請負契約（工事又は製造の請負契約にあつては、500万円以上）である場合は、この限りでない」とありますが、ESCO事業（業務委託）は請負契約ではないので非該当と考えてよろしいでしょうか。	本契約については、松戸市財務規則第143条第3項(3)には該当しません。
8	25	16	(1)	エ	-	既存灯具に遮光機能が備わっている場合は同等の機能を有する事とありますが、公平性担保のため提案事業費に含むべき数量を御教示願います。	100灯とします。なお、大幅な変更があった場合は、協議とします。
9	25	16	(1)	-	-	灯具色は汎用性を考え茶色又はグレー色にすると考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	27	18	(2)	-	-	夜間工事が必要な箇所はありますか。 その場合、提案事業費に見込む夜間工事灯数を御教示ください。	基本的にすべて昼間施工としています。

11	27	18	(2)	-	-	事業対象のトンネル照明灯ですが、規制費算出のため、トンネルの名称と距離を御教示願います。また、全面通行止めが必要なトンネルがありましたら、御教示願います。	トンネルに関する資料については、参加資格確認結果の通知と合わせて配付します。
12	27	19	表	-	-	表に記載のある消費電力は、全てLED照明灯という認識で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	27	19	表	-	-	照明灯A～Eの機器仕様(仕様図等)を配布頂けますでしょうか。	参加資格確認結果の通知と合わせて配付いたします。
14	-	-	-	-	-	「ESCO事業とは省エネルギー改修に係わる経費を光熱水費の削減分で賄う事業と記載がありますが、本事業はLEDからLEDのため、電気料金削減額は少額として見込まれます。万が一試算した結果が、削減額内で総事業費全てが賄うことができない、いわゆるオーバーエスコとなった場合においても、提案は認められますか。	募集要項 21頁 13 (4)に該当しなければ提案は認められます。
15	1	2	(4)	-	-	現地調査の結果、仕様書記載数量と相違がある場合は、金額の協議は可能でしょうか。	大幅な相違がある場合は、協議となります。
16	18	12	(2)	シ	(ア)	災害時対策プランを思考するにあたり、照明数量やどの明るさの照明がついているか不明で試算ができないため、対象となる照明の種類及び数量を開示いただけますでしょうか。開示不可の場合は、事業者負担で現地確認として駅周辺の調査を実施してもよろしいでしょうか。	対象範囲については、提案によるものになります。事業者負担による現地確認は、可能とします。なお、目視による調査のみとします。
17	25	16	(1)	エ	-	適正な材料代の試算のために、既存灯具の中で遮光板及びブルーバーが設置されている灯数を、おおよそで構わないのでご教示いただけますでしょうか。	No.8のとおりです。
18	26	16	(1)	カ	-	照明の種類と灯数が不明のため、対象と考えられている照明種類と数量を開示いただけますでしょうか。開示不可の場合は、事業者負担で現地確認として駅周辺の調査を実施してもよろしいでしょうか。	松戸駅は、デザイン灯48灯。新松戸駅は、デザイン灯32灯。事業者負担による現地確認は、可能とします。なお、目視による調査のみとします。
19	26	16	(3)	-	-	デザイン灯について、どのような灯具デザインかご教示いただけますでしょうか。	参加資格確認結果の通知と合わせて配付いたします。
20	27	19	-	-	-	既存LED照明のW数だけでは、明るさや形状および仕様(適合ポール径やアーム径等)が不明のため、適正機器の選定ができません。既存照明の型番を開示いただけますでしょうか。もしくは、明るさ(光束値)と外觀(デザイン)と既存ポール径をご教示いただけますでしょうか。	参加資格確認結果の通知と合わせて配付いたします。